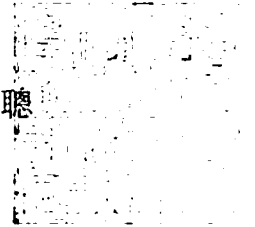


16独評第72号
平成16年8月30日

独立行政法人肥飼料検査所
理事長 松原 謙一 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聡



独立行政法人肥飼料検査所の平成15事業年度における業務実績の
評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条
第3項の規定に基づき、別紙のとおり業務実績の評価結果を通知する。

独立行政法人肥飼料検査所平成15年度業務実績評価シート

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

(大項目、 中項目、 小項目、 中期目標期間における評価項目)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業年度報告	評価結果
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>業務運営の効率化 指標 = A評価となった中項目の数</p> <p>A: A評価の中項目数 8 B: A評価の中項目数 4~7 (又はC評価がない場合) C: 上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>		A
1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、今後、肥料の登録の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させる。	1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進する。 ア 登録申請マニュアル及び登録Q & Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行い、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。	1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進する。 ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル及び登録Q & Aを更新し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。	1 肥料関係業務 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている職員1人当たりの調査件数の向上 平成13年度 146.8件/人 平成14年度 146.9件/人 平成15年度 147.0件/人 平成16年度 147.2件/人 平成17年度 147.3件/人 A: 達成度合90%以上 B: 達成度合50%以上90%未満 C: 達成度合50%未満	1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進した。 ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル、登録Q & A等を要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニ	A

イ 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図る。

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法（蛍光X線分析の導入）を実用化し、分析業務の効率化を図る。

イ 作成した原材料及び生産工程のデータベースに基づき、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図るとともにデータベースの作成を引き続き行う。

ウ 分析業務の効率化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

アル等を活用してもらおうよう努めた。
作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。
(ア)「登録の手引き」
(イ)「生産工程の概要の書き方」
(ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」
(エ)「表示の手引き」
(オ)「登録Q & A」
イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を平成14年度から開始し、平成15年度は310件のデータベース化を行った。
ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中の銅及び亜鉛の分析手法を導入した。
肥料の登録又

				<p>は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数は252.9件と80.3%増加し、職員1人当たりの調査件数の向上により対応した。 また、汚泥肥料中のニッケル及びび素のスクリーニング手法を開発した。</p>	
<p>(2) 収去品の検査 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これにより、今後は、肥料の品質保全登録後の定期的な検査が必要となるとともに、有害成分等検査項目の多い肥料が増加することが見込まれる。このような中で、検査の質の確保を図るため、従来から検査の対象とする肥料の分析成分点数を約10%削減する一方で、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる。</p>	<p>(2) 収去品の検査 平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より</p>	<p>(2) 収去品の検査 平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より</p>	<p>収去品の検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>〔各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <p>分析成分点数の削減 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数の削減</p> <p>平成13年度 434点の削減 平成14年度 842点の削減 平成15年度 851点の削減 平成16年度 859点の削減 平成17年度 868点の削減</p> <p>A: 達成度合90%以上 B: 達成度合50%以上90%未満 C: 達成度合50%未満</p>	<p>(2) 収去品の検査 平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を9.7%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。 これにより、汚泥肥料等の収去点数は115.7%と大きく増加し、安全性確保の充実が図れた。</p> <p>ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生</p>	<p>A (4点)</p> <p>A</p>

	<p>約15%削減する。</p> <p>イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。</p> <p>ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の効率化を図る。</p>	<p>約15%削減する。</p> <p>イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。</p> <p>ウ 分析業務の効率化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。</p>	<p>汚泥肥料等の検査の充実【各年度における評価】 指標 = 汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査の充実</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>産する肥料を除く。)を現行より15.9%削減した。</p> <p>イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図った。平成15年度においては、基本的に、毎月その月のうちの1週間に極力集中して立入検査を実施し、当該月の収去品について一括して分析・鑑定を行った。</p> <p>ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム及び鉛の分析手法を平成14年度に導入したことに加え、平成15年度は汚泥肥料中の銅及び亜鉛の分析手法を導入した。また、汚泥肥料中のニッケル及びヒ素のスクリーニング手法を開発した。</p>
<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 ア 未利用資源の肥料化の進展や食の安全・安心に対する関心の高まり等を背景として、平成11年及び平成15年に肥料取締法の改正が行われ、これに伴い立入検査業務の対象となる生産事業場数等が</p>	<p>(3) 立入検査等 平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務</p>	<p>(3) 立入検査等 平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務</p>	<p>立入検査 【中期目標期間における評価】 指標 = 中期目標期間中に全事業者に対して立入検査を実施</p> <p>A: 全事業者の90%以上実施 B: 全事業者の50%以上90%未満実施 C: 全事業者の50%未満実施</p>	<p>(3) 立入検査等 平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数をと</p>

A

増加することが見込まれる。このような中で、農林水産大臣の指示に従い、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、

(ア) 平成11年の肥料取締法の改正以前から立入検査業務の対象となっている生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、品質管理等の不十分な生産事業場に対して立入検査業務の重点化を図ることにより、立入検査件数を約15%削減するとともに、

(イ) 未利用資源を原料とし、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数及び収去点数の増加を図るほか、

(ウ) 特定普通肥料の施用者に対する立入検査を行うこととする。

また、これらとともに、中期目標の期間中に全事業者に対して立入検査を実施する。

さらに、肥料に起因した事故発生等の緊急時における農林水産大臣からの指示に対し、機動的かつ効率的な対応により、速やかにその原因究明等を図る。

イ 効率的かつ効果的な検査を行っていくため、肥料等の収去に際して、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等に

を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 特定普通肥料の施用者に対する立入検査については、肥料の施用に関係がある場所に立ち入り、帳簿書類等の検査を行うこととする。

エ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

立入検査等
【各年度における評価】
指標 = 各小項目の評価点数の合計

(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A: 6点
B: 3点以上6点未満
C: 3点未満

立入検査件数
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている従来の検査対象肥料の立入検査件数の削減

平成13年度 26件の削減
平成14年度 76件の削減
平成15年度 77件の削減
平成16年度 77件の削減
平成17年度 78件の削減

A: 達成度合90%以上
B: 達成度合50%以上90%未満
C: 達成度合50%未満

収去点数
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている従来の検査対象肥料の収去点数の削減

平成13年度 56点の削減
平成14年度 164点の削減
平成15年度 165点の削減
平成16年度 166点の削減
平成17年度 167点の削減

A: 達成度合90%以上
B: 達成度合50%以上90%未満
C: 達成度合50%未満

に15.9%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。

これにより、汚泥肥料等の立入検査数は167.0%と大きく増加し、安全性確保の充実が図れた。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減した。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図った。

ウ 品質管理の不十分な種類の肥料(収去点数も考慮した上で、平成14年度において品質管理が不十分の割合の高かった汚泥肥料)に重点化を図った。

A
(6点)

A

A

<p>より、中期目標の期間中の収去点数（汚泥肥料生産業者及び新規業者が生産する肥料等を除く。）を約15%削減するとともに、未利用資源を原料とする汚泥肥料等については、収去点数を増加させる。</p>			<p>汚泥肥料等の検査の充実 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている汚泥肥料等の立入検査業務の充実</p> <p>（従来の検査対象肥料の立入検査件数削減に応じた汚泥肥料の立入検査件数を増加する。）</p> <p>A: 達成した C: 達成できなかった</p>	<p>A</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により業務運営を効率化し、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させる。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている基準案試験に従事する労働時間当たりの試験点数の増加</p> <p>平成13年度 2.26点/日 平成14年度 2.29点/日 平成15年度 2.31点/日 平成16年度 2.33点/日 平成17年度 2.36点/日</p> <p>A: 達成度合90%以上 B: 達成度合50%以上90%未満 C: 達成度合50%未満</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図った。 試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進し、結果として労働時間当たりの試験点数は、2.327点/日(対前年比0.40%、平成12年度比3.79%)増加した。 ア 同時定量法が開発されている</p> <p>A</p>

式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析するとともに、新たにアフラトキシンの異性体の液体クロマトグラフ（HPLC）による同時定量法並びにグリホサート及びグリホシネートの同時定量法を採用した。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良を行った。具体的な対応は、次のとおりである。

(ア) 飼料中のアフラトキシン B 1、B 2、G 1 及び G 2 の同時分析法を開発し、実用可能な方法とした。

(イ) 飼料中のシトリニン及びオクラトキシン A の同時分析法を開発し、実用可能な方法とした。

(ウ) 高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS）

	<p>ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。</p>	<p>ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。</p>	<p>を用いたトリコデセン系かび毒3成分の同時定量法を開発し、実用可能な方法とした。 (エ) 飼料中のシアナジン及びミクロブタニルの同時分析法を開発し、実用可能な方法とした。 (オ) 飼料中のジコホール及びトリフルリンの同時定量法を開発し、実用可能な方法とした。 ウ 立入検査を特定の週に実施し、試験実施期間を立入検査の翌週に集約化した。</p>	
<p>(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条の規定に基づく立入検査については、基準・規格等の適合状況、飼料製造業者等届、飼料製造管理者届等の情報のデータベース化を行い、立入検査に係る事務の迅速・効率化を図るとともに、当該データベースを有効に活用して製</p>	<p>(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行うことにより、製造業者等の</p>	<p>(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果及び飼料製造業者届等のデータベースに平成15年度のデータを追加入力する。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製</p>	<p>立入検査等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化 飼料製造業者届等のデータベース化 	<p>(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成15年度の立入検査結果及び収去品の試験結果3,047件並びに平成15年12月末までの飼料製造業者等届516件及び飼料製造管理者届271件の計3,834件の</p> <p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

<p>造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等の把握に努めることにより、飼料の安全性の確保のための国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るための肉骨粉等の検査及び我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査の充実を図る等適切な対応をとる。</p>	<p>製造等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握し、もっとも効率的な立入検査等の実施体制の整備を行い、飼料の安全性の確保に係る重要な取去及びモニタリング検査の実施に努める。具体的には、製造実態等の把握が可能な国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るため肉骨粉等の検査及び事前に製造品質管理状況の把握が困難でありかつ我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査を充実することを基本とし、各事業年度ごとに年度計画で具体化を図り実施する。</p>	<p>造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症（BSE）の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実する。</p>	<p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p>	<p>データベース化を行った。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症（BSE）の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実した。</p>
<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査に関しては、集中的な検査を行うこと等により、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 集取品の検査 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において規定されている集取品1点当たりに要する試験時間の削減 平成13年度 1.01時間の削減 平成14年度 1.02時間の削減 平成15年度 1.03時間の削減 平成16年度 1.04時間の削減 平成17年度 1.06時間の削減 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を16.7%削減した。 A</p>

<p>(2) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、効率的かつ効果的な立入検査を行っていくため、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施することとする。</p>	<p>(2) 立入検査等 過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施するため、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化により、立入検査の対象とする土壌改良資材の重点化を図る。</p>	<p>(2) 立入検査等 過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施する。また、作成した立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化により、立入検査の対象とする土壌改良資材の重点化を図るとともに、データベースの作成を引き続き行う。</p>	<p>立入検査等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣の指示の下での表示の不適切な製造業者に対する立入検査業務の重点化 立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化による立入検査の対象とする土壌改良資材の重点化 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>(2) 立入検査等 過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図った。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施した。これらを円滑に実施するため、立入検査結果及び品質管理状況についてのデータベース化を平成14年度から開始し、平成15年度は35件のデータベース化を行った。</p>	<p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>4 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>	<p>4 業務運営の効率化及び財務運営の改善 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の抑制 指標 = 各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費(人件費及び評価実施年度の新規事業費を除く)の抑制</p>	<p>財務諸表</p> <p>4 業務運営の効率化による経費の節減</p> <p>15年度決算における人件費及び新規事業費を除く運営費交付金で行う事業に要した経</p>	<p>A</p>	<p>A</p>

			<p>A: 対前年度比の抑制率が1%以上 B: 対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C: 対前年度比の抑制率が0.7%未満</p>	<p>費は463百万円であり、対前年度決算比で1.1%の経費の節減を図った。</p> <p>15年度決算額 (14年度決算額) 運営費交付金支出決算額 1,789 (1,787)百万円 うち人件費及び新規事業費 1,326 (1,319)百万円 うちその他事業費 (= -) 463 (468)百万円 対前年度決算比 463百万円 / 468百万円 98.918%</p>	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>業務の質の向上 指標 = A評価となった中項目の割合</p> <p>A: Aの割合90%以上 B: Aの割合50%以上90%未満 (又はC評価がない場合) C: 上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>		A
1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、未利用資源	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、今後、肥料の	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、申請者の利便	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計	1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査について	A (20点)

の肥料化の推進等を背景として、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる。

このような中で、申請者の利便等に供するため、迅速な登録手続が可能となるよう事務処理の効率化等を図り、農林水産大臣への調査結果の報告を、次の期間内に完了する。

- a 新規登録申請 30日
- b 登録更新申請 15日
- c 登録証の書替交付等の申請 30日

登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。

- a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載により、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進する。

等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。

- a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、作成した登録申請マニュアル及び登録Q&Aを更新し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A: 18点以上
- B: 10点以上18点未満
- C: 10点未満

- ・新規登録申請の30日以内の報告
- ・登録更新申請の15日以内の報告
- ・登録証の書替交付等の申請の30日以内の報告
- ・登録申請マニュアルの作成
- ・登録Q&Aの作成
- ・原材料のデータベース化
- ・生産工程のデータベース化
- ・有害成分分析に関するスクリーニング手法の実用化
- ・肥料の登録情報等の登録後30営業日以内のデータベース化
- ・肥料登録アンケートの実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

- A: 計画どおり達成した
- B: 概ね計画どおり達成した
- C: 計画どおり達成できなかった

ては、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進した。

- a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、登録申請マニュアル、登録Q&A等を更新し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めた。
- 作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。
- (ア)「登録の手引き」
- (イ)「生産工程の概要の書き方」
- (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」
- (エ)「表示の手引き」
- (オ)「登録Q&A」

A
A
A
A
A
A
A
A
A
A

b 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する、登録調査業務の迅速化を図る。

c 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の迅速化を図る。

b 作成した原材料及び生産工程のデータベースに基づき、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図るとともに、データベースの作成を引き続き行う。

c 分析業務の迅速化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を平成14年度から開始し、平成15年度は310件のデータベース化を行った。

c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム及び鉛の分析手法を平成14年度に導入した。これに加え、平成15年度は汚泥肥料中の銅及び亜鉛の分析手法を導入した。

これにより、肥料の登録等の申請に係る調査について、その調査結果その農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了した。

また、汚泥

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、その都度、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果を評価することにより、業務運営の改善を行う。

(イ) 肥料の登録情報については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を、要請に基づき迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果の評価を行う。

肥料中のニッ
ケル及びヒ素
のスクリーニ
ング手法を開
発した。

(イ) 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することとして、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等をデータベース化を行い、これについて、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供した。

(ウ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、調査票を渡し、平成15年4月から16年3月の間、151名の方から回答があった。その結果、職員の対応等については問がなかったが、「登録申請窓口が狭苦しい」といった意見があったため、机の配置の変更等により改善した。

<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査の結果を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、人畜に被害を生ずる農産物が生産されるおそれがある肥料の施用に起因する有害成分の残留性や肥料公定規格の設定等に関する調査について、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に5件調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに、公表する。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告できるよう、施肥設計、土壌条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、ダイオキシン類含有実態調査、病原性大腸菌0-157含有実態調査等肥料の安全性や人畜に被害を生ずる農産物が生産されるおそれがある肥料の施用に起因する有害成分の残留性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に5件の調査結果を取りまとめる。 このため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 農業者、生産業者等に対して定期的にアンケート調査等を実施するとともに、ホームページに公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、平成15年度に開始した仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、平成16年度までに農林水産大臣に報告できるようにする。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～eの調査を実施するとともに、f～hに掲げる事項を推進する。</p> <p>a 肥料中のダイオキシン類含有量調査</p>	<p>肥料公定規格の設定等に関する調査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮登録肥料に係る肥効試験の計画的な推進(仮登録がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) 肥料の安全性に関する課題を中心に、5件の調査結果の取りまとめ 農業者に対する定期的なアンケート調査等の実施 生産業者等に対する定期的なアンケート調査等の実施 公定規格に対する要望に関するホームページの設置 学識経験者等で構成する委員会等における試験設計及び試験結果の評価の実施 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づ</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査</p> <p>(ア) 仮登録肥料に係る肥効試験については4件(平成15年3月25日付け仮登録の肥料について)行い、平成15年11月13日付けで農林水産大臣あてに報告した。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～eの調査を実施するとともに、f～hに掲げる事項を推進した。</p> <p>a 肥料中のダイオキシン類含有量調査 有機入り化成肥料14点、混合有機質肥料14点、乾燥菌体肥料8点、魚糞物加工肥料8点の計44点中のダイオキシン類の含有量を調査し</p> <p>A (12点) (満点=12点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
---	--	---	---	--

b 調査を効率的に実施するため、学識経験者等で構成する委員会等において、試験設計及び試験結果の評価を実施する。

* 取りまとめる：調査研究を行い、検討し、その結果を取りまとめ、公表資料とする。以下同じ。

b リン酸質肥料及び複合肥料中のセレン含有量調査

c リン酸質肥料及び複合肥料中のアンチモン含有量調査

d 牛ふんたい肥等中の病原性大腸菌0-157含有実態調査

e 魚かす粉末中等の有害物質の含有実態調査

き達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

た。
b リン酸質肥料及び複合肥料中のセレン含有量調査
リン酸質肥料及び化成肥料等196点中のセレンの含有量を調査した。
c リン酸質肥料及び複合肥料中のアンチモン含有量調査
化成肥料等89点中のアンチモンの含有量を調査した。
d 牛ふんたい肥等中の病原性大腸菌0-157含有実態調査
192点中の病原性大腸菌0-157等の含有実態をと調査するとともに、これまでの調査実績を取りまとめた。
e 魚かす粉末中等の有害物質の含有実態調査
魚粉等海産動物を利用した肥料等173点

f 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケート調査を実施する。

g ホームページ上に、公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。

h 調査を効率的に実施するため、平成15年度末に、学識経験者で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成15年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成16年度の調査研究計画を検討する。

について、有害重金属の含有率を調査した。

f 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケートを実施した。

g ホームページ上に、一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するページを設置している。

h 調査を効率的に実施するため、平成16年3月23日に、5名の学識経験者等で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成15年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成16年度の調査研究計画を検討した。

<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、平成14年度に実施した試験結果を公表するとともに、平成15年度に実施した試験結果については、平成16年度までにその結果を公表できるようにする。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>収去品の検査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点)</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <p>植害試験 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において定められている植害試験の年間15件以上の実施</p> <p>A: 15件以上実施 B: 11件～14件実施 C: 10件以下の実施</p> <p>検査結果のデータベース化等 【各年度における評価】 指標 = 中期計画において定められている収去品の検査結果のデータベース化及び利用者への情報提供</p> <p>(各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。)</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を20件実施した。 また、平成14年度の結果について肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p> <p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を行い、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとした。</p>	<p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>
--	---	---	--	--	-------------------------------------

<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて肥料等の分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア)化学分析((イ)を除く。) 30営業日</p> <p>(イ)ダイオキシン類分析 60営業日</p> <p>(ウ)栽培試験 90営業日</p> <p>(水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア)化学分析((イ)を除く。) 30営業日</p> <p>(イ)ダイオキシン分析 60営業日</p> <p>(ウ)栽培試験 90営業日</p> <p>(水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>【満点】=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等からの依頼に応じた肥料等の依頼分析の実施 ・化学分析についての30営業日以内の実施 ・ダイオキシン類分析についての60営業日以内の実施 ・栽培試験についての90営業日以内の実施 <p>(上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。)</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託</p> <p>地方自治体から、魚粉中に肉骨粉が混入しているか否かについて分析・鑑定依頼があり、標準処理期間内で実施した。</p>	<p>A (4点) (満点=4点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>-</p> <p>-</p>
<p>オ 調査研究</p> <p>調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望</p>	<p>調査研究</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>調査研究については、以下に掲げる課題を实</p>	<p>A (4点) (満点=4点)</p>

<p>や科学的知見の集積等を踏まえ、次に掲げる3分野に属するもののうちから、毎年度適正な評価を図りつつ、3課題の調査研究の結果を取りまとめ、公表する。</p> <p>(ア) 肥料の生産、流通、消費の改善等に資する分野</p> <p>(イ) 肥料の安全性の確保等に資する分野</p> <p>(ウ) 肥料の検査技術の高度化(迅速化、簡便化、精度の向上等)に資する分野</p>	<p>や科学的知見の集積等を踏まえ、中期目標に掲げる3分野に属するものうちから中期目標期間中に、毎年度適正な評価を図りつつ、「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」、「重金属の迅速分析法の開発」及び「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」の3課題の調査研究の結果を取りまとめる。</p>	<p>や科学的知見の集積等を踏まえ、以下に掲げる課題を実施する。</p> <p>(ア) 「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」</p> <p>(イ) 「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」に係る調査研究の実施 ・「重金属の迅速分析法の開発」に係る調査研究の実施 ・「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」に係る調査研究の実施 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>施した。</p> <p>(ア) 「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」 有害重金属2成分(ニッケル及びヒ素)の迅速分析法を開発した。</p> <p>(イ) 「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」 花粉を用いた水溶性有害成分に係る植害試験の迅速化法について検討した。</p>	<p>—</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜</p>	<p>牛海綿状脳症の発生に伴う対処</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処</p> <p>肥料用肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止のため、肥料用の肉骨粉等の製造業者の要</p>	<p>A (4点) (満点=4点)</p>

<p>用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>A評価：2点、B評価：1点 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(確認申請がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料原料用の肉骨粉等の製造基準確認検査の実施 ・製造基準に適合するものであると認められた製造事業場の公表 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>請に基づき72カ所に対して製造基準適合確認検査を実施した。適合すると認められた業者について肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p> <p style="text-align: right;">A A</p>
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を2年に1回作成して適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として作成した化成肥料2試料を適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>標準試料の配布 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 標準試料の配布 標準肥料として平成14年度に作成した化成肥料2試料について、要望に応じて申請受理後7営業日以内に39点配布した。</p> <p style="text-align: right;">A (4点) (満点=4点)</p>

			<p>〔満点〕=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化成肥料2試料の作成及び適切な保管 ・申請を受理した日から7営業日以内の標準試料の配布 (申請がなかった場合は本事項の評価は行わない。) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		A A
イ 研修及び指導等	イ 研修及び指導等	イ 研修及び指導等	<p>研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔満点〕=「評価を行う小項目数」×2点</p> <p>研修 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	イ 研修及び指導等	A (4点) (満点=4点) A (4点)
(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上、生産業者等における品質	(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対	(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対			

<p>管理技術の向上等を図るため、これらの方を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。</p> <p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年間20回以上実施（法令関係12回及び検査技術関係8回を最低実施）する。</p> <p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討するとともに、必要に応じた改善を図る。</p>	<p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令又は肥料の検査技術等に関する研修の年20回以上の実施 ・研修受講者に対する研修内容等のアンケートの実施 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>年度計画において数値目標が定められている事項（研修実施回数）</p> <p>A: 20回以上実施 B: 14回～19回実施 C: 13回以下実施</p> <p>年度計画において定性的目標が定められている事項</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>講師派遣 【各年度における評価】 指標 = 都道府県等の要請に応じた講師の派遣</p> <p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A: 要請に応じ派遣した B: 概ね要請に応じ派遣した C: 要請に応じなかった</p>	<p>ける品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を28回実施（法令関係15回及び検査技術関係13回を実施）した。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討した。</p>	A	A	A
<p>ウ 国際協力輸入肥料の品質保</p>	<p>ウ 国際協力輸入肥料の品質保</p>	<p>ウ 国際協力輸入肥料の品質保</p>	<p>国際協力【各年度における評価】</p>	<p>ウ 国際協力要請がなく、</p>	-		

<p>全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点 × 90%以上 B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満 C: 満点 × 50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA等の要請に応じた海外研修生の受入れ ・ JICA等の要請に応じた海外への職員の派遣 ・ 必要に応じたJICAの研修等への職員の派遣 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>国際協力は実施しなかった。</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p>
<p>工 肥料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、肥料の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、肥料の生</p>	<p>工 肥料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。 (ア) ホームページの掲</p>	<p>工 肥料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。 (ア) ホームページの掲</p>	<p>肥料に関する情報提供等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、</p>	<p>工 肥料に関する情報提供等 ホームページに「肥料の安全性に係る情報提供」項目を新たに設置した。 また、肥料等関係業者、消費</p> <p style="text-align: right;">A (4点) (満点=4点)</p>

<p>産業者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>載内容等の充実を図ることにより、肥料の安全性や施用方法に関する情報を積極的に提供する。 (イ) 消費者、肥料の生産業者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>載内容等の充実を図ることにより、肥料の安全性や施用方法に関する情報を積極的に提供する。 (イ) 消費者、肥料の生産業者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>C 評価：0 点 A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による安全性等に関する情報の提供 ・消費者等からの問い合わせへの適切な対応 (問い合わせがなかった場合は、本事項の評価は行わない。) <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>者等からの肥料等に係る照会・相談件数は 9, 811 件あり、いずれについても適切な対応を行った。</p> <p>A A</p>
<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2の規定による立入検査等を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果については、肥料の分析・鑑定精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、迅速な分析が行える手法の開発等により、農林水産大臣へ40営業日以内に報告する。</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果について、肥料の分析・鑑定精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果について、肥料の分析・鑑定精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機</p>	<p>肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2 点、B 評価：1 点、C 評価：0 点</p> <p>A: 8 点 B: 4 点以上 8 点未満 C: 4 点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示の下での立入検査の適正な実施 	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料取締法の規定による立入検査等は、678 件実施するとともに農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 <p>なお、新たに、農林水産大臣の指示により、牛の部位を原料とする肥料の製造工程について、牛のせき柱等が</p> <p>A (8 点) A</p>

	<p>推進により、検査の迅速化等を図る。</p>	<p>器等の効率的利用等の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣への40営業日以内の報告 ・有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化 ・分析機器等の効率的利用の推進 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>含まれていない製造工程で生産されていることについて製造基準との適合性について確認検査を10件実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ40営業日以内に報告した。 ・蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中の銅及び亜鉛の分析手法を導入した。また、汚泥肥料中のニッケル及びヒ素のスクリーニング手法を確立した。 ・立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、収去品1カ月分を一括して分析することにより、分析機器の効率的利用の推進を図った。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げ</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査</p> <p>飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>(1) 飼料及び飼料添加物の検査</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>A</p> <p>(2点) (満点=2点)</p>

る飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。

(ア) 基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を、中期目標の期間中に75品目程度実施する。また、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、調査結果を踏まえ基準・規格改正に必要な資料を作成する。

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、77品目について、中期計画期間中に基準・規格等に関する最新の文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行う。同調査結果について事業年度ごとに取りまとめる。

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、調査結果を取りまとめる。

合計

各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A: 満点×90%以上
B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
C: 満点×50%未満

「満点」=「評価を行う小項目数」×2点

飼料添加物の調査
【各年度における評価】
指標 = 中期計画に規定されている飼料添加物の調査品目数

平成13年度	15品目
平成14年度	15品目
平成15年度	15品目
平成16年度	16品目
平成17年度	16品目

各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

A: 達成度合90%以上
B: 達成度合50%以上90%未満
C: 達成度合50%未満

(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち抗生物質製剤及び生菌剤の15品目
(アピラマイシン、エフロトマイシン、エンラマイシン、フラボフォスフォルポール、リン酸タイロシン、エンテロコッカスフェカーリス、エンテロコッカスフェシウム、クロストリジウム、プチリカム、バチルスコアグランス、バチルスサブチルス、バチルスセレウス、ピフィドバクテリウム、サーモフィラム、ピフィドバクテリウム、シュードロンガム、ラクトバチルスアシドフィルス、ラクト

A

<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物G L P 査察を実施する。</p>	<p>飼料添加物G L P 査察</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査の実施</p> <p>(申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A: 実施した C: 実施せず</p>	<p>バチルス (サリバリウス) について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめた。</p> <p>(イ) 該当はなかった。</p>	<p>—</p>
<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。 (ア) 飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を実施し、基準・規格等の適合状況等を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。また、このうち特に広域的に流通</p>	<p>イ モニタリング検査</p> <p>(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を以下のとおり年間少なくとも9,150点実施し、基準・規格等適合状況等を事業年度ごと</p>	<p>イ モニタリング検査</p> <p>(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間少なくとも9,150点実施し、検査結果を取りまとめ、ホームページ等</p>	<p>モニタリング検査</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2点、B 評価：1点、 C 評価：0点</p> <p>A: 13点以上 B: 7点以上13点未満 C: 7点未満</p>	<p>イ モニタリング検査</p> <p>(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間11,794点実施し、その結</p>	<p>A (13点)</p>

する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等について、計画的に有害物質等による汚染状況のモニタリング検査を行い、その結果を中期計画に定める期間ごとに取りまとめて公表する。

に取りまとめる。また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等のモニタリング検査については、検査計画を策定し、当該検査計画に基づいて検査を行い、有害物質等による汚染状況の把握に努め、その結果を四半期ごとに取りまとめて公表する。

で公表する。また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等について、計画的に有害物質等による汚染状況のモニタリング検査を行い、その結果を四半期ごとに取りまとめて、ホームページ等で公表する。

果を取りまとめた。また、検査結果は、ホームページ等で公表した。

a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として
1,000点

a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として
1,000点

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施

a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として
860点

B

A:1,000点以上実施
B:700点以上1,000点未満実施
C:700点未満実施

b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として
7,850点

b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として
7,850点

飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施

b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として
10,601点

A

A:7,850点以上実施
B:5,495点以上7,850点未満実施
C:5,495点未満実施

c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として
300点

c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として
300点

飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施

c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として
333点

A

A:300点以上実施

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を行う。

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施する。その際、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間1,000点実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめる。

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査について、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。また、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査する。当該調査結果は、事業年度ごとに取りまとめる。また、中期計画期間中に諸外国における耐性菌対策、抗菌性飼料添加物の適正使用方策、リスクアセスメント等の耐性菌発現に係る技術的内容の検討を行う。当該検討結果は、

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間1,000点実施し、その結果を取りまとめる。

(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。その結果を取りまとめ、全国的な耐性菌発現状況を公表する。また、遺伝子解析を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査し、その結果を取りまとめる。

B:210点以上300点未満実施
C:210点未満実施

飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている検査件数の実施

A:1,000点以上実施
B:700点以上1,000点未満実施
C:700点未満実施

耐性菌モニタリング調査
【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計
以下に掲げる事項の評価点の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・ 人員の確保
- ・ 調査の実施（年間100株）
- ・ 耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関係の調査
- ・ 耐性菌発現に係る技術的内容の検討

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することと

(イ) 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として動物質性飼料247検体及び牛用配合飼料184検体の計431検体について、延べ1,714点の分析・鑑定を実施し、その結果を取りまとめた。

(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を行うため、人員を確保し、116株の菌について調査を実施し、その結果を取りまとめた。本調査の耐性菌発現状況は家畜衛生週報（2003.11.10 No.2778号 農林水産省消費・安全局衛生管理課）に公表した。また、遺伝子解析は、文献を検索するとともに遺伝子解析装置（P F G E）を導入し、分析手法等を習得した。

A

A
(4点)
(満点=4点)

A

A

—

—

中期目標期間中に取
りまとめる。

(工) 組換え体利用飼料
等の分別流通の徹底
状況を確認するた
め、組換え体利用
飼料等の識別検査を
行う機器等の整備を
行い、検査体制を整
備するとともに、
組換え体飼料のモニ
タリング検査を実施
し、組換え体利用飼
料等の流通状況等を
事業年度ごとに取り
まとめる。

(工) 組換え体利用飼料
等の分別流通の徹底
状況を確認するた
め、組換え体利用
飼料等の識別検査を
行う機器等を整備す
るとともに、第1の
2の(1)の業務運
営の効率化により当
該調査に従事する人
員を確保することに
より、検査体制を整
備し、組換え体飼
料のモニタリング検
査を少なくとも年間
100点実施する。
当該組換え体利用飼
料等の流通状況等
を、事業年度ごと
に取りまとめる。

さらに、新たに
開発される組換え体
飼料の検査方法の開
発検討、飼料中の
組換え体の定量試験
法の開発、組換え
体の定量試験による
調査を実施し、これ
らの結果を中期目標
期間中に取りまとめ
る。

(工) 組換え体利用飼料
等のモニタリング調
査については、組
換え体利用飼料等の
識別検査を行う機器
等を整備するととも
に、第1の2の(1)
の業務運営の効率化
により当該調査に従
事する人員を確保す
ることにより、検査
体制を整備し、組
換え体飼料のモニタ
リング検査を少なく
とも年間100点実
施し、結果を取りま
とめる。

さらに、新たに
開発される組換え体
飼料の検査方法の開
発検討を行う。

し、その評価方法は以下のと
おりとする。

年度計画において数値目標
が定められている事項

- A: 達成度合100%以上
- B: 達成度合70%以上100%未満
- C: 達成度合70%未満

年度計画において定性的目
標が定められている事項

- A: 計画どおり達成した
- B: 概ね計画どおり達成した
- C: 計画どおり達成できな
かった

組換え体利用飼料等のモニ
タリング調査

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評
価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点
数の区分は以下のとおりとす
る。

- A 評価：2点、B 評価：1点、
- C 評価：0点

- A: 満点 × 90%以上
- B: 満点 × 50%以上かつ満点 ×
90%未満
- C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項の
うち評価を行う事項数」×2点

- ・ 機器等の整備
- ・ 人員の確保
- ・ モニタリング検査の
実施(年間100点)
- ・ 流通状況等の取りま
とめ
- ・ 新たに開発される組
換え体飼料の検査方
法の開発の検討
- ・ 飼料中の組換え体の
定量試験法の開発
- ・ 組換え体の定量試験
による調査

(工) について
は、札幌、仙台、
名古屋、福岡事
務所にPCR試
験設備を整備す
るとともに、P
CR検査技術の
移転を実施し
た。また、大阪
事務所にリアル
タイムPCR装
置を導入すると
ともに、技術移
転を実施した。
については、
組換え体飼料の
モニタリング検
査を
158点実施
し、結果を取り
まとめた。に
ついては、MON8
30系統の検査方
法の開発検討を
行った。

A
(14点)
(満点=
14点)

A
A
A

A

A

A

A

(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資するため、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、収去品の検査結果、飼料製造業者等届及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。

(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資する観点から、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。

(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査及び飼料製造管理者による管理状況の検査を含め、平成元年以降に国が実施した検査結果及び飼料製造業者届等のデータベースに平成15年度のデータを追加入力する。

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
 年度計画において数値目標が定められている事項
 A: 達成度合100%以上
 B: 達成度合70%以上100%未満
 C: 達成度合70%未満
 年度計画において定性的目標が定められている事項
 A: 計画どおり達成した
 B: 概ね計画どおり達成した
 C: 計画どおり達成できなかった

基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査等
 【各年度における評価】
 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
 A 評価：2点、B 評価：1点、
 C 評価：0点

A: 4点
 B: 2点以上4点未満
 C: 2点未満

- ・ 立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化
- ・ 飼料製造業者等届のデータベース化

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき評価することとし、その評価方法は、以下のとおりとする。

(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査を297件実施するとともに、飼料製造管理者による管理状況の検査を271件実施した。また、平成15年度の立入検査結果及び収去品の試験結果3,047件のデータベース化を行うとともに、平成15年12月末までの飼料製造業者等届516件及び飼料製造管理者届271件の計787件のデータベース化を行った。

A
(4点)

A

A

			る。 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満		
ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行う。	ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。	ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合には、被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携し、必要に応じて迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。	飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 【各年度における評価】 指標 = 有害な飼料の流通実態、原因究明等のための検査等の実施 (必要がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった	ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応 ・エンドファイト毒素による中毒が疑われる家畜事故の原因究明のため、給与した輸入乾牧草等の分析を実施した(7件、17サンプル)。 ・動物由来たん白質の混入が疑われる牛用飼料中の肉骨粉の鑑定を実施した(1件、3サンプル)。 ・畜産物から農薬が検出された事例の原因究明のため、当該畜産物を出荷した農場の飼料等の分析を実施した(1件、13サンプル)	A
エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。	エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その	エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その	飼料及び飼料添加物の試験等の受託 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価:2点、B評価:1点、C評価:0点	エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については20件(延べ	A (6点) (満点=6点)

	<p>期間内に適切に処理する。 (ア) 化学分析 ((ウ) を除く。) 30 営業日 (イ) 生物分析 30 営業日 (ウ) ダイオキシン類分析 60 営業日</p>	<p>期間内に適切に処理する。 (ア) 化学分析 ((ウ) を除く。) 30 営業日 (イ) 生物分析 30 営業日 (ウ) ダイオキシン分析 60 営業日</p>	<p>〔 A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満 〕 〔満点〕=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」× 2 点 (依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。) ・ 都道府県等からの依頼に応じた依頼分析の実施 ・ 化学分析についての 30 営業日以内の実施 ・ 生物分析についての 30 営業日以内の実施 ・ ダイオキシン類分析についての 60 営業日以内の実施 〕 〔 上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった 〕</p>	<p>32 項目 - 56 サンプル) 実施し、標準処理期間内に全て処理した。</p> <p style="text-align: right;">A A A -</p>
<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p>	<p>分析法全般の解説書の作成 【中期目標期間における評価】 指標 = 中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成 A: 作成した C: 作成しなかった 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計 〔 各小項目の評価点数の区分</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p> <p style="text-align: right;">A (6 点) (満点 = 6 点)</p>

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発・改良を中期目標の期間中に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、分析法の解説書を作成する。

(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に約10件実施し、必要に応じて開

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発又は改良について中期目標の期間中に、農薬、天然有害物質、重金属等を対象に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。また、中期目標期間中に当該物質を含め、分析法全般の解説書を作成する。

(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に栄養成分等約10件実施し、必要に

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上については、以下の項目について分析法の開発又は改良を行い、調査結果を取りまとめる。
開発：中性デタージェント繊維(NDF)、コレステロール及びシトリニン
改良：アフラトキシン

(イ) 分析法について、尿素及び塩酸不溶解物について国際基準との比較検討を実施し、必要に応じて当

は以下のとおりとする。
A 評価：2点、B 評価：1点、
C 評価：0点

A: 満点×90%以上
B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満
C: 満点×50%未満

「満点」=「評価を行う小項目数」×2点

分析法の開発及び改良
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている分析法の開発又は改良の実施

各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。

A: 計画どおり達成した
B: 概ね計画どおり達成した
C: 計画どおり達成できなかった

分析法についての国際基準との比較検討
【各年度における評価】
指標 = 中期計画において規定されている分析法の比

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上を目的として、中性デタージェント繊維、ひ素、アフラトキシンB1、B2、G1、G2、T-2トキシン、シトリニン、オクラトキシンA、シアナジン、ミクロブタニル、ジコホール、トリフルリン、エフロトマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エトキシキン、コレステロールの合計17成分(11件)の分析法の開発又は改良を行い、調査結果をとりまとめた。

(イ) 尿素、塩酸不溶解物について我が国の公定法(飼料分析基準)と国際基準(I

A

A

<p>発・改良を行う。</p> <p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。</p>	<p>応じて当該分析法の開発・改良を行う。</p> <p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。</p>	<p>該分析法の開発・改良を行う。</p> <p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。</p>	<p>較検討の実施</p> <p>(各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。)</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法の確立等 【各年度における評価】 指標 = 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法の確立等の実施</p> <p>(必要がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>S O) に差があるかどうかを確認するため比較検討を行った。</p> <p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等に資するため、PCRによる飼料中の動物由来DNAの検出法及びELISAによる飼料中の動物由来たん白質の検出法を確立するとともに、更なる開発・改良を継続中である。</p>	<p>A</p>
<p>カ 標準品等の配布成分規格等省令の規定に基づく抗生物質の常用標準品の指定は、2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布は申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布成分規格等省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づ</p>	<p>カ 標準品等の配布常用標準品の指定を行うとともに、常用標準品及び合成DNAの配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>標準品等の配布 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p>	<p>カ 標準品等の配布常用標準品は547本について、申請を受理した日から10営業日以内に全て配布した。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施した。なお、以上のほか当所が研究機関と共同で開発した動物由来DNAの検出に用いる</p>	<p>A (8点) (満点=8点)</p>

	<p>き、業務運営の改善を行う。</p>		<p>〔満点〕=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗生物質の常用標準品の指定 ・申請を受理した日から10営業日以内の配布 ・配布申請者に対するアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>合成DNA(プライマー)を207件配布した。</p> <p>A A A A</p>
<p>キ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、飼料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>キ 調査研究 飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、飼料の安全性及び品質に関する諸課題の調査研究を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>キ 調査研究 以下の課題の調査研究を実施し、調査結果を取りまとめる。なお、(カ)については調査結果を公表する。 (ア)飼料中の動物由来たん白検出法の検討 (イ)飼料中の動物由来DNA検出法の検討 (ウ)トウモロコシ加工食品中のGMO混入率の定量化技術の検討 (エ)サルモネラの試験法の開発 (オ)食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査 (カ)輸入飼料への無登録農薬等の混入実態</p>	<p>調査研究 【各年度における評価】 指標 = 飼料の安全性及び品質に関する調査研究の実施及び取りまとめ</p> <p>〔各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。〕</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>キ 調査研究 (ア)ELISAによる飼料中の動物由来たん白質の検出法として、新たに牛由来たん白質検出キット及び肉骨粉検出キットについて感度、適用範囲等の検討を行い、牛由来たん白質検出キットの実用化を図った。また、鶏由来たん白質検出キットについて実用化試験に着手した。 (イ)PCRによる飼料中の動物由</p> <p>A</p>

調査

来DNAの検出に用いる魚類検出プライマーを開発し、特異性及び検出感度の確認を行うとともに、鶏由来プライマーの実用精度の確認を実施した。

(ウ) とうもろこし加工食品中のGM O (遺伝子組換え体) 混入率の定量化技術の検討として、コミングルテンールを対象に定量化技術の検討を実施した。

(エ) PCR法による飼料中のサルモネラのスクリーニング検出法の検討を行った。

(オ) 食品循環資源を飼料化している6事業場について、製造・品質管理等の実態調査を実施するとともに、経時的に一般栄養成分、ミネラル、重金属、かび毒、病原微生物、動物性原料の混入の有無の分析・鑑定を実施した。

(カ) 輸入飼料への無登録農薬等の混入実態を調査するため、無登録農薬等20種類について輸入穀類、乾牧草等を

				分析し、混入実態を調査した。	
<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。</p> <p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。</p> <p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。</p> <p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。</p>	<p>牛海綿状脳症の発生に伴う対応 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点)</p> <p>A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満</p> <p>〔満点〕 = 「評価を行う小項目数」 × 2点</p> <p>(指示又は要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するための検査</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査の実施</p> <p>(農林水産省から指示されなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応</p> <p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のため、12カ所について、給与飼料の流通経路、肉骨粉等の交差汚染の可能性等の検査を実施した。</p>	<p>A (6点) (満点=6点)</p> <p>A</p>

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。

(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。

(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を必要に応じて行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。

(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。

ペットフード等の製造基準適合確認検査

【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点
C評価：0点

A: 満点 × 90%以上
B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満
C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

(確認申請がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)

- ・ ペットフード等の製造基準適合確認検査の実施
- ・ 製造基準に適合するものであると認められた製造事業場の公表

上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。
A: 計画どおり達成した
B: 概ね計画どおり達成した
C: 計画どおり達成できなかった

飼料輸出業者の要請に基づく肉骨粉の使用に関する検査

【各年度における評価】
指標 = 肉骨粉の使用に関する検査の実施

(イ) 業者からの申請に応じ製造基準適合確認検査を44件実施し、製造基準に適合すると認められた事業場をホームページに公表した。

A
(4点)
(満点=4点)

A

A

(ウ) 飼料を輸出する業者からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を4件実施した。

A

			(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)		
			A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった		
(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務	A (8点)
ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。	ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請を受理した日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。	ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。	検定及び表示 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点) A: 8点 B: 4点以上8点未満 C: 4点未満 ・飼料添加物の検定及び表示の業務の適正実施 ・申請のあった日から20営業日以内の処理 ・検定申請者に対するアンケート等の実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 (上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった)	ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を523件適正に実施し、申請のあった日から20営業日以内に全て処理した。また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施した。	A A A A

<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性を向上させるため、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>検定方法等の技術的内容に関する調査 【各年度における評価】 指標 = 検定及び表示の業務に係る最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査の実施及びその結果の取りまとめ</p> <p>(各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。)</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 特定飼料の検定方法に関する分析精度を調査するため、共通試験を実施し、その結果を取りまとめた。</p> <p>A</p>
<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試験を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試験を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、登録検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行う。 検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試験を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。) A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定実績のある登録検定機関に対する分析技術の維持状況の調査の実施 ・ 調査に基づく技術的な指導の実施 ・ 共通試験を用いた登録検定機関の技術水 	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、全ての登録検定機関(6機関)に対して分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。</p> <p>検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試験を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を延べ6機関の12事業所に対して実施した。</p> <p>A (6点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

			<p style="text-align: center;">準の確認試験の実施</p> <p style="text-align: center;">(上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった)</p>		
<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査</p> <p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。</p> <p>(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価すること</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査</p> <p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。</p> <p>(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価すること</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査</p> <p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。</p> <p>(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価すること</p>	<p>飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2点、B 評価：1点、 C 評価：0点)</p> <p>A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満</p> <p>「満点」= 「評価を行う小項目数」× 2点</p> <p>特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2点、B 評価：1点 C 評価：0点)</p> <p>A: 満点 × 90% 以上 B: 満点 × 50% 以上かつ満点 × 90% 未満 C: 満点 × 50% 未満</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査</p> <p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査</p> <p>特定飼料等製造業者の登録等の申請がなく、本業務は実施しなかった。</p>	<p>A (2点) (満点=2点)</p> <p>—</p>

<p>により業務運営の改善を行う。</p>	<p>により業務運営の改善を行う。</p>	<p>により業務運営の改善を行う。</p>	<p>「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 (申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録等の申請に係る検査の50営業日以内の終了 ・申請者に対するアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	<p>— — —</p>
<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。 (イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。 (イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。 (イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点 (申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者の登録等の申請がなく、本業務は実施しなかった。</p> <p>—</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・登録等の申請に係る検査の40営業日以内の終了 ・申請者に対するアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 	-
			<p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	-
ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査	ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査	ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査	<p>飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(必要がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査の実施 ・飼料等の製造設備等の管理の高度化に係る技術的指導の実施 ・アンケート調査等の実施による配合飼料 	<p>A (2点) (満点=2点)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>
<p>有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合においては、製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p>有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>特にHACCPによる飼料等の製造・品質管理の高度化に資するため、飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行うとともに、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、平成13年度に、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程にお</p>	<p>有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、必要に応じて飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合においては、必要に応じて製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。</p>		

	<p>るサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認、サルモネラの簡易試験法の開発を行う。</p> <p>また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあっては、製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。</p>		<p>工場における汚染防止対策の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査の実施 ・ 配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認 ・ サルモネラの簡易試験法の開発 ・ 基準規格等に抵触する事例が認められた場合の必要に応じた製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報提供の実施 		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>A</p>
<p>(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等</p>	<p>(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等</p>	<p>(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等</p>	<p>(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務</p> <p>研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、</p>	<p>(5)(1)～(4)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等</p>	<p>A (8点) (満点=8点)</p>

(ア) 飼料の安全性及び品質を向上させるため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。

(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。

(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年間10回以上実施するとともに、必要に応じて飼料製造管理者資格取得講習会を実施する。

C 評価：0点

A: 満点 × 90%以上
B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満
C: 満点 × 50%未満

「満点」=「評価を行う小項目数」×2点

法令又は試験技術等の研修【各年度における評価】
指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A 評価：2点、B 評価：1点、C 評価：0点

A: 満点 × 90%以上
B: 満点 × 50%以上かつ満点 × 90%未満
C: 満点 × 50%未満

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

- ・法令又は試験技術等の研修の年10回以上の実施
- ・飼料製造管理者資格取得講習会の実施

(必要がなかった場合は、本事項の評価は行わない。)

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
年度計画において数値目標が定められている事項(研修実施回数)

(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修22回(受講者数1,219名)、試験技術等の研修20回(受講者数280名)の計42回実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会(6日間、68名)を実施した。

A
(4点)
(満点=4点)

A
A

<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>A:10回以上実施 B:7回～9回実施 C:6回以下実施 年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>講師派遣 【各年度における評価】 指標 = 都道府県等の要請に応じた講師の派遣 (要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:要請に応じ派遣した B:概ね要請に応じ派遣した C:要請に応じなかった</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(27回)へ講師を延べ29名派遣した。</p>	<p>A</p>
<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画 【各年度における評価】 指標 = 事業検討委員会等への参画及び協力 (国、関連団体等が行う事業検討委員会等への参画依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:参画し、協力を行った B:概ね参画し、協力を行った C:協力を行わなかった</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ36回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。</p>	<p>A</p>
<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>研修受講者等に対するアンケート 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、</p>	<p>また、研修受講者等に対して研修又は講義の内容についてアンケートを取り、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>A (4点)</p>

			<p>C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者、会議主催者等に対する研修又は講義の内容についてのアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく研修又は講義の内容の改善 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>	た。	A A
イ 国際協力 飼料の安全性及び品質に関する国際協力を推進するため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。	イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じて、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。	イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じて、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。	<p>国際協力 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA等の要請に応じた海外研修生の受け入れ 	<p>イ 国際協力 JICA等の要請によりベトナムに短期専門家1名及びラオスに調査員1名を派遣し、飼料分析法の技術指導、飼料分析施設の調査等を行った。 研修の受入は、ベトナムから短期研修者1名を受入れ、飼料中のマイコトキシン分析技術の研修を実施し、また韓国、台湾からの研修者6名に動物質たん白質の検出法等の研修を実施した。</p>	A (4点) (満点=4点) A

			<p>B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
<p>(6) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第57条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。</p>	<p>飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査及び質問の結果の農林水産大臣への30営業日以内の報告 ・20営業日以内の試験の実施 ・試験の結果の農林水産大臣への試験終了後20営業日以内の報告 ・牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明のための立入検査の迅速かつ適切な実施 (検査指示がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) ・試験の信頼性保証に係るGLP等各種制度の技術的な調査 ・試験に適した信頼性 	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第57条に規定する立入検査は、630件実施するとともに農林水産大臣の指示に基づき適切に実施した。 なお、新たに農林水産大臣の指示により、動物性油脂の原料として牛のせき柱等が含まれない製造工程で製造されていることについて製造基準との適合性について確認検査を50件実施した。</p>	<p>A (16点) (満点=16点)</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図ることにより立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。</p>			

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係る各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するための責任体制の明確化及び手順書の作成を進める。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を収去した日から20営業日と定め、処理期間内に試験が終了するよう努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係るGLP、ISO等の各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するため中期目標期間中に以下の体制を整備する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験が終了するよう努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係るGLP、ISO等の各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するため以下の体制を整備する。

確保の在り方の検討
・試験実施部門責任者等の設置
・試験の実施等に関する標準操作手順書の作成

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験を終了するよう努め、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20営業日以内に農林水産大臣に報告した。また、試験は全て標準処理期間(20営業日)内に終了した。

ウ 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明等のため緊急に実施する立入検査について、12件を指示に基づき迅速かつ適切に対応した。

エ 試験結果の信頼性を確保する観点から、GLP、ISO-17025制度について技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討した。これらを踏まえ、につ

A
A

	<p>(ア) 試験実施部門責任者、信頼性保証部門責任者及び試料保管部門責任者の設置</p> <p>(イ) 試験の実施、主要な機器の保守管理等に関する標準操作手順書の作成</p>	<p>試験実施部門責任者、信頼性保証部門責任者及び試料保管部門責任者の設置</p> <p>試験の実施、機器の保守管理等に関する標準操作手順書の作成</p>		<p>いては、本部に試験責任者、信頼性保証部門責任者、試料保管責任者を設置し、については、信頼性保証プログラム、機器の保守管理等の標準操作手順書を作成した。</p>	
<p>3 土壌改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壌改良資材の検査</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壌改良資材の検査</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壌改良資材の検査</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壌改良資材の検査</p> <p>土壌改良資材の表示の内容に関する品質の検査【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点)</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示の内容の実際の品質との一致に関する検査の実施 集取品の試験結果のデータベース化及び要請に応じた利用者への提供 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することと</p>	<p>3 土壌改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壌改良資材の検査</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施した。</p> <p>(イ) 集取品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を行い、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し。要望に応</p>	<p>A (4点)</p> <p>A</p> <p>A</p>

			し、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった	じてデータを 提供するもの とした。	
イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壌改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。	イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壌改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。	イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壌改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間内に適切に処理する。	土壌改良資材及びその原料の試験の受託 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計 (依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) (以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満 ・都道府県等からの依頼に応じた依頼試験の実施 ・試験内容ごとの標準処理期間内の処理 (上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった	イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壌改良資材等の依頼試験については極力実施することとしたが、依頼実績はなかった。	-
(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、	(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、	(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、	(2)(1)の業務に附帯する業務 研修及び指導等 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計	(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 要請がなく、研修は実施しなかった。	-

<p>製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、必要に応じて、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じた研修の実施 ・アンケート等の実施 ・アンケート結果の評価に基づく研修又は講義の内容の改善 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>国際協力 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>(要請等がなかった場合は、</p>	<p>イ 国際協力 要請がなく、国際協力は実施しなかった。</p>	<p>—</p>

			<p>当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I C A 等の要請に応じた海外研修生の受け入れ ・ J I C A 等の要請に応じた海外への職員の派遣 ・ 必要に応じた J I C A の研修等への職員の派遣 <p>(上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった)</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>行政相談への対応 【各年度における評価】 指標 = 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応</p> <p>(照会・相談がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A: 適切に対応した B: 概ね適切に対応した C: 適切に対応せず</p>	<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談件数は 80 件あり、いずれについても適切な対応を行った。</p>	<p>A</p>
<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第 17 条の規定による立入検査を行うに当たっては、当該立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度を確保しつつ、集中的な試験により試験の迅速化を図り農林水産大臣へ 60 営業日以内に報告す</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第 17 条の規定による立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ 60 営業日以</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第 17 条の規定による立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ 60 営業日以</p>	<p>地力増進法の規定による立入検査 【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A 評価：2 点、B 評価：1 点、C 評価：0 点)</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 ア 地力増進法第 17 条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 イ 立入検査を極力当該月の一週</p>	<p>A (6 点)</p>

<p>る。</p>	<p>内に報告できるよう、立入検査を集中的に実施し、集取品を集中して試験することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>内に報告できるよう、集中して試験を実施することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示の下での立入検査の適正な実施 ・農林水産大臣への60営業日以内の報告 ・集取品の集中試験の実施 <p>〔上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった〕</p>	<p>間以内に実施し、集取品1カ月分を一括して試験することにより、試験の迅速化を図った。</p> <p>ウ 全ての立入検査について、その結果を、農水産大臣へ60営業日以内に報告した。</p>	<p>A A A</p>
<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 また、その結果については、農林水産大臣に速やかに報告する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 また、その結果については、農林水産大臣に速やかに報告する。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務</p> <p>【各年度における評価】 指標 = 以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>（要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点〕</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示に基づく立入検査の的確な実施 ・立入検査結果の農林水産大臣への速やか 	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務 農林水産大臣からの指示がなく、本業務は実施しなかった。</p>	<p>— —</p>

			<p>な報告</p> <p>（ 上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p>		
			<p>中期目標・中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務</p> <p>（別紙のとおり）</p>		A
第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支均衡を図る。					
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>5年間の総予算 10,435百万円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>15年度の総予算 1,954百万円</p>	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>指標 = A評価となった中項目の数 A:A評価の中項目数2 B:A評価の中項目数1 (又はC評価がない場合) C:上記のA,B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>財務諸表</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>15年度収入決算額 1,975百万円</p> <p>飼料検定収入等の計画を上回る収入が生じたことにより、収入予算に対し21百万円の収入増となった。</p>	A
			<p>経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等）</p> <p>A:取組は十分であった B:取組はやや不十分であった</p>	<p>15年度支出決算額 1,857百万円</p> <p>人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出予算に対し96百万円の支出減となった。</p>	A

			<p>C:取組は不十分であった</p> <p>（なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。）</p>		
			<p>法人運営における資金の配分状況 （人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）</p> <p>A:効果的な資金の配分は十分であった B:効果的な資金の配分はやや不十分であった C:効果的な資金の配分は不十分であった</p>		A
	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円</p> <p>（想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円</p> <p>（想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>短期借入金の借入に至った理由等</p> <p>（当該年度に係る短期借入金について借入に至った理由、使途、金額、金利、手続、返済の状況と見込み）</p> <p>（借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）</p> <p>A:借入に至った理由等は適切であった B:借入に至った理由等ははやや不適切であった C:借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>財務諸表</p> <p>第4 短期借入金の限度額 2億円</p> <p>短期借入金の借入は生じなかった。</p>	—
	<p>第5 剰余金の使途</p>	<p>第5 剰余金の使途</p>	<p>剰余金による成果</p>	<p>財務諸表</p>	—

	肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当	肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当	<p>(当該年度に係る剰余金の使用について、中期計画に定めた用途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果)</p> <p>A: 得られた成果は十分であった B: 得られた成果はやや不十分であった C: 得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p> <p>〔中期計画に定めた剰余金の用途に充てた年度のみ評価を行う。〕</p>	第5 剰余金の使途	
	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画	<p>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 指標 = A 評価となった中項目の割合</p> <p>A: Aの割合90%以上 B: Aの割合50%以上90%未満 (又はC評価がない場合) C: 上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>		A
	<p>1 施設及び設備に関する計画 5年間の施設整備費補助金 162百万円</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 15年度施設整備費補助金 27,626千円</p>	<p>施設及び設備に関する計画 (中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果)</p>	<p>財務諸表 1 施設及び設備に関する計画 15年度施設整備費補助金決算額</p>	A

	業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。	業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。	A:改善の成果は十分であった B:改善の成果はやや不十分であった C:改善の成果は不十分であった	2 8 百万円 肥飼料検査所大阪事務所実験室改修工事を計画に従い実施した。	
	2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画	職員の人事に関する計画 【各年度における評価】 指標 = 各小項目の評価点数の合計 (各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点) A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満	2 職員の人事に関する計画	A (6点)
	(1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、汚泥肥料等の廃棄物由来の肥料、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 イ 食品の安全性の確保のための肥料、飼料等のリスク管理の強化・拡充への対応を図る。	(1) 方針 新たな課題に対応するため、今後における人員の適正な配置について検討する。	職員の人事に関する方針 指標 = 人員の適正配置、必要な人員の確保 A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった	(1) 方針 肥料及び飼料の安全性に関する監視体制の強化等の新たな課題に対応するための人員配置について検討し、必要な人員を確保するための予算・定員要求を行った。	A
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の107%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合にあっては、99%)とする。 (参考) 期初の常勤職員数 139人	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を食の安全性の確保、肥飼料の安全性に対する監視体制の拡充・強化を図る必要があることから、年度当初の12人増とする。 (参考) 年度当初の常勤職員数 138人	人員に関する指標 指標 = 年度末の常勤職員数 A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に	(2) 人員に関する指標 年度末常勤職員数 149人(欠員1人) 人件費決算 1,023百万円	A

	<p>期末の常勤職員数の見込み 149人 (うち(1)のイによる平成15年度の増員は、12人)</p> <p>人件費総額見込み 5,593百万円</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>年度末の常勤職員数 150人</p> <p>人件費総額見込み 1,099百万円</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>に基づき、達成度合いを評価する。</p> <p>その他人材の確保、人材の養成 指標 = 職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況</p> <p>A: 計画どおり順調に実施された B: 概ね計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されなかった</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>職員採用・異動状況 11人採用 (うち女性6人) 他機関との交流 転出11人 転入17人</p> <p>研修参加等の実績 参加31人 一般研修20人 技術研修11人</p>	<p>A</p>
--	---	--	--	---	----------

注) 評価結果欄の「-」は、要請等がなく15年度に実施しなかったため、評価の対象としなかった業務である。

農林水産省からの要請に基づく業務	評価指標及び評価方法等	事業年度報告	評価結果
	指標 = A 評価となった項目の数 A: A評価の項目数 10 以上 B: A評価の項目数 6 ~ 9 (又はC評価がない場合) C: 上記のA, B以外の場合		A
1 分析関係業務 (1) 輸入及び国産稲わら中の有害物質等の含有実態調査を行う。 (2) 配合飼料中のフモニシンの含有実態調査を行う。	指標 = 分析の実施 A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった	1 分析業務関係 (1) 加熱処理した中国産稲わらの輸入が再開されたこと等から、中国産及び国産稲わら中の重金属、農薬等の含有実態調査要請があり、試料の収集、分析を行い、報告した。 (業務実績) 試料数 5 3 点 分析(鑑定)項目 1 6 項目 分析(鑑定)点数 8 3 4 点 (業務量) 1 2 0 人日 (2) 欧州でとうもろこし中のフモニシン検出が問題となったこと等から、配合飼料中のフモニシンの含有実態調査要請があり、これらの分析を行い、報告した。 (業務実績) 試料数 2 2 点 分析(鑑定)項目 2 項目	A A

	分析（鑑定）点数 44点 （業務量） 14人日	
(3) 魚粉中のひ素の形態別（有機・無機）定量法を開発する。	(3) 魚粉中のひ素含有量は全ひ素として有害物質の指導基準が設定されているが、有機態及び無機態により毒性に差があるため、これらの分別定量法の開発要請があり、検討を実施し、報告した。 （業務実績） 試料数 3点 分析（鑑定）項目 4項目 分析（鑑定）点数 76点 （業務量） 80人日	A
(4) 輸入エビガラ中のダイオキシン含有調査を行う。	(4) 欧州でエビガラ中のダイオキシン検出が問題になったことから、輸入エビガラ中のダイオキシン類含有実態調査要請があり、これらの分析を行い、報告した。 （業務実績） 試料数 3点 分析（鑑定）項目 2項目 分析（鑑定）点数 6点 （業務量） 12人日	A
(5) 第二リン酸カルシウムの動物由来又は鉱物由来を判断するためのX線回折及び蛍光X線分析を行う。	(5) BSE防止対策において、飼料用第二リン酸カルシウムは動物性たん白質を含有しない	A

		<p>ものが使用可能となっているため、動物由来及び鉱物由来の識別法について検討要請があり、これらのX線回折、蛍光X線分析を行い、結果を報告した。</p> <p>(業務報告)</p> <p>試料数 13点 分析(鑑定)項目 5項目 分析(鑑定)点数 65点</p> <p>(業務量) 8人日</p>	
<p>(6) 特定普通肥料の政令指定に資するための汚泥肥料の栽培試験を行う。</p>		<p>(6) 汚泥肥料6点についてコマツナを用い、植害試験の方法に準じて栽培試験を実施し、結果を報告した。</p> <p>(業務実績)</p> <p>試料数 7点 試験点数 15点 分析成分点数 26点 鑑定点数 186点</p> <p>(業務量) 14人日</p>	A
<p>(7) 特定普通肥料の政令指定に資するための汚泥肥料の施用による土壌及び植物体のカドミウム吸収調査を行う。</p>		<p>(7) 汚泥肥料6点についてコマツナを用い、植害試験の方法に準じて、栽培試験を行い、作物体へのカドミウム吸収試験を実施し、結果を報告した。</p> <p>(業務実績)</p> <p>試料数 7点 試験点数 15点 分析成分点数 15点</p> <p>(業務量) 8人日</p>	A

<p>2 調査研究</p> <p>大形輸送容器中の魚粉の収去方法調査を行う。</p>	<p>指標 = 調査研究の実施</p> <p>A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった</p>	<p>大形輸送容器に詰めた調整魚粉の収去は、製造事業場の設備により飼料等検査実施要領に基づく収去が困難な事例があるため、実施要領と同等の精度を有する簡便な収去方法について、要請により検討を行い、報告した。</p> <p>(業務実績)</p> <p>調査出張等 5 人日 調査箇所件数 5 件 試料数 10 点 分析(鑑定)項目 2 項目 分析(鑑定)点数 20 点</p> <p>(業務量)</p> <p>17 人日</p>	<p>A</p>
<p>3 その他</p> <p>(1) 動物性油脂の製造実態調査を行う。</p>	<p>指標 = その他要請の実施</p> <p>A: 要請どおり実施した B: 概ね要請どおり実施した C: 実施できなかった</p>	<p>(1) 背根神経節を含む牛のせき柱は、食品安全委員会から「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との見解が示されたことから、要請により全飼料用動物性油脂製造事業場の油脂製造原料等の調査、結果の取りまとめを行い、報告した。</p> <p>(業務実績)</p> <p>調査対象事業場数 141 事業場</p> <p>(業務量)</p> <p>30 人日</p>	<p>A</p>

[総合評価]

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項 <p>等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p>	<p>< 評価を行うに至った経緯 > 消費者等の食の安全性に関する関心の高まりを背景として、肥料取締法、飼料安全法が改正され、これを受けて、平成15年7月に中期目標等の変更が行われている。 平成15年度の業務実績評価を行うに当たっては、これらを十分踏まえ、独立行政法人肥飼料検査所から提出された自己評価シート及び補足資料を基に、検査所の役員等から各業務についての詳細なヒアリングを行い、評価基準に基づき業務実績の評価を行った。</p> <p>< 評価結果 > 年度計画に定められている業務について、評価基準に基づき評価を行った結果はA評価である。</p> <p>とくに食品安全行政をより適切に推進させるため、食の安全に係るリスク管理措置の一端として国の指示・指導の下に、牛海綿状脳症の発生に伴う対処として肥料及び飼料の製造業者に対する立入検査、製造基準の適合性の確認検査等を迅速に実施したことは、国民に対して提供するサービスの向上の上からも高く評価できる。</p> <p>また、検査の効率化・高度化を図るため各種の調査研究、モニタリング検査に積極的に取り組んでいるとともに、年度計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく分析調査等の業務についても、機動的な対応が図られ、かつ、質的及び量的な面においても高く評価できるものである。</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、対前年比で1.1%と計画を上回る経費の抑制がなされており、年度計画に定められていない確認検査及び緊急要請業務の実施を踏まえても大変高く評価できるものである。</p> <p>これらの業務を加味した独立行政法人肥飼料検査所の平成15年度業務実績に関する総合評価としてはAと評価する。</p> <p>< 今後の業務の適正化を図るために講ずべき措置等 > 食の安全・安心に対する国民の関心の高まりから、食品となる農林水産物の生産に用いられる肥料及び飼料等の安全性確保・品質保全についての重要性は一層高まっており、今後とも国の指示・指導の下、一体的となりこれらの検査等を一層強化することが求められており、独立行政法人肥飼料検査所は予算、人員の確保等実施体制の充実に努められたい。</p>